

クリーニング業務従事者講習のお知らせ

クリーニング業法第8条の3に基づく「クリーニング業務従事者講習」を開催します。

クリーニング所（取次店を含む）の営業者は、店舗開設後1年以内に、その衛生管理を行う者として、従事者数の5人につき1人（5人に満たない場合は1人、端数が生じるときはその端数を1人とする。）を選び、また、前回の講習を受けた後3年以内に同様の方法で選び、滋賀県知事が指定する講習を受けさせなければならないことになっています。

この講習は、近年の繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化などにともない、クリーニング所の業務従事者に対し、資質の向上を目的として実施します。クリーニング業法で義務づけられたこの講習を受講し、今一度正しい知識を習得するとともに、消費者に信頼されるお店作りにお役立てください。

平成24年9月

滋賀県・保健所
＜滋賀県知事指定研修実施機関＞
（財）全国生活衛生営業指導センター

■問い合わせ先
財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター
電話：077-524-2311
FAX：077-521-5440
メール：shigacenter@seiei.or.jp

●受講対象者

平成22年4月1日（平成22年度）以降、クリーニング業務従事者講習を受講できていない店舗に従事する方 ※お手持ちの修了証書、ステッカーなどでお確かめください。

●開催日時・場所

《彦根会場》	《大津会場》
平成24年11月8日（木） ビバシティ彦根 2階 研修室 （ビバシティホール奥） 彦根市竹ヶ鼻町43-1 TEL: 0749-27-5170 （JR琵琶湖線 南彦根駅前）	平成24年11月18日（日） 滋賀県生活衛生会館 3階 ホール （封筒の会場案内図参照） 大津市打出浜13-22 TEL:077-524-2311 （JR琵琶湖線膳所駅下車 徒歩13分、京阪石坂線石場駅下車 徒歩3分）
受付 [12:30~13:00] 開始 [13:00] ~ 終了 [17:10頃の予定]	

※受講申込書の希望会場欄で会場を選択してください。

●研修の科目

衛生法規および公衆衛生について	元滋賀県食肉衛生検査所技術専門員 獣医師 竹澤 文雄 先生
洗たく物の受取、保管および引渡しについて	大阪繊維製品めんてなんす研究会会長 齊藤 幸子 先生
洗たく物の処理、繊維および繊維製品について	

★特別科目

クリーニング業のクレーム対策について	滋賀県生活衛生指導センター 経営指導員 木野 光雄
--------------------	------------------------------

● 受講定員 50名

● 受講申込

同封の払込取扱票（クリーニング業務従事者講習受講申込書）に必要事項を記入のうえ受講料〔4,500円（テキスト代含む）〕を添えて最寄りの郵便局で払い込んでください。

なお、「領収書」は振替払込受領書（振替払込請求書兼受領書）で代えさせていただきます。

※注意※

「受講者が複数の場合」

事業所でまとめて受講料を払い込みされる場合は、同封の「申込者受講者一覧」に受講者全員の必要事項を記入し滋賀県生活衛生営業指導センターへFAXまたは郵送でお送りください。

なお、払込取扱票の金額は受講人数分に訂正して払い込んでください。

※受講対象人数早見表	従事者数(人)	対象者数	従事者数(人)	対象者数
	1～5	1人	16～20	4人
	6～10	2人	21～25	5人
	11～15	3人	26～30	6人

● 申込期限

平成24年10月12日（金）

● その他

・払込取扱票（クリーニング業務従事者講習受講申込書）が足りない場合はご連絡ください。郵送します。〈電話：077-524-2311〉

・全科目を受講された方には、クリーニング業務従事者講習「修了証書」およびクリーニング業務従事者講習「修了済ステッカー」を交付します。

クリーニング業法 第8条の3 <抜粋>

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

クリーニング業法施行規則 第10条の3 <抜粋>

営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し法第8条の3の規定による講習を受けさせるものとする。

営業者は、前項の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

※クリーニング師研修を受けたクリーニング師は、この講習を受けた者とみなされます。

※クリーニング師、業務従事者数に変更が生じた際には、すみやかに保健所へお届け願います。

※店舗を廃止されている場合は、最寄りの保健所に「廃止届」の提出をお願いします。なお、廃止手続きが完了しているにもかかわらず、この案内書が届く場合は、お手数ですが所轄保健所までご連絡いただきますようお願いいたします。

※「廃止届」は滋賀県、大津市のホームページからダウンロードできます。